

令和 7 年第 9 回 定例総会議事録

1 日時 令和 7 年 9 月 19 日（水）15 時 00 分～16 時 35 分

2 開催場所 公会堂さんさん館 3 階 第 1 ～ 3 会議室

3 出席者

(1) 委員（18 名）

1 番：峯岸 幸輔 委員、2 番：石井 昭広 委員、3 番：田中 雅之 委員、
4 番：高橋 寛幸 委員、6 番：海老澤成行 委員、7 番：伊藤 薫 委員、
8 番：小林 孝治 委員、9 番：田中 邦明 委員、10 番：石井 辰男 委員、
11 番：白鳥 邦彦 委員、12 番：高麗 千織 委員、13 番：山本 達也 委員、
14 番：原嶋 茂夫 委員、15 番：藤沼 良典 委員、16 番：穴戸 啓次 委員、
18 番：島田 功 委員、19 番：高橋 克弘 委員、20 番：江田 早苗 委員
※欠席者：5 番：小林 孝司 委員、17 番：小林 俊之 委員

(2) 事務局

事務局長：塚本 亮、事務局長補佐：山田 弘光、事務局：笹原香菜子

4 傍聴人 なし

5 議事日程

別紙日程のとおり

6 議事要旨

司会 ただ今から、令和 7 年第 9 回農業委員会定例総会を開催いたします。

本日は農業委員 18 名の委員が出席され、全在任委員の過半数が出席していますので、三鷹市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

次に、会議録と傍聴についてご報告いたします。本会議は、農業委員会等に関する法律第 33 条及び会議規則第 13 条により、会議録を公開しています。なお、本日の定例総会の開催案内とともに送付しました令和 7 年第 8 回の定例総会会議録につきまして、内容的な訂正等のご連絡がありませんでしたので、会議録署名委員の署名をもって確定といたします。

また、本会議は、農業委員会法第 32 条及び会議規則第 14 条により、原則公開となっておりますが、本日の定例総会の傍聴の希望はありません。

それでは、会議規則第 4 条により、会長が議長となることが定められておりますので、石井会長より一言ご挨拶の後、議事の進行をよろしく願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります。本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。まず、会議録署名委員を定めます。本件は、会議規則第 13 条の規定に基づき会議録署名委員を議長からご指名申し上げます。16 番：穴戸委員と、18 番：島田委員のご両名をお願いいたします。これより直ちに議案の審査に入ります。議案第 23 号「相続税納税猶予に関する適格者の証明について」を議題とします。議案第 23 号の説明を事務局よりお願いします。

～事務局説明（1 件）～

議長 議案第 23 号現況確認について、担当の 18 番：島田委員ご説明願います。

18 番：島田委員 9 月 12 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。この農地はご家族で耕作をされ、しっかりと肥培管理をされていました。申請地は三カ所あり、一つ目の農地は植木畑で、畑の中ほどにビニールハウスが 2 棟ほど建っています。ソヨゴ、オリーブ、キンマサキ、オガタマ、ヤマボウシ、シラガシ、カシなど多品種の植木が栽培されています。二つ目の農地は、今回初めて納税猶予に申請する畑です。柑橘類が 6 本、ブルーベリーが約 50 本植えられていました。三つ目の農地も植木畑で、北側約半分は何も植わっていないのですが、南側半分にコニファー類の植木が植えられていました。すべての農地とも大変適正に肥培管理されており、申請者より今後において終生当該農地の肥培管理を行うことの確認を取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。ご質問、ご異議がなければ、承認に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」を議題とします。議案第 24 号の説明を事務局よりお願いします。
～事務局説明（11 件）～

議長 議案第 24 号の 1 現況確認について、担当の 2 番：石井委員ご説明願います。

2 番：石井委員 9 月 2 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地の東側にビニールハウスが 6 棟あり、鉢花の苗を栽培しています。現地確認を行った時は、これからポット植えをするビオラ、パンジーなどの種を蒔いていました。現地の西側は露地畑で、これから耕耘して秋冬野菜の大根やキャベツを栽培する予定です。申請者本人より生涯にわたりこの地を維持管理していくことの確認を取れているので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 2 の現況確認について、担当の 4 番：高橋委員ご説明願います。

4 番：高橋委員 9 月 11 日に申請者のご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。北側農地には、西側に 3 連棟のハウスが建っており、ブドウが大体 15 本、ナガノパープル、シャインマスカットが植えられており、きちんと管理されています。東側には野菜専用のハウスが 2 棟建っており、ナス、大根、これから栽培する予定のハウレンソウの試作を栽培しています。南側農地では、キウイフルーツが約 18 本と南側にブドウが 4 本、柿、柑橘類などが植えられています。この農地は申請者とご家族で耕作しています。販路は、ブドウ、キウイフルーツは自宅での販売と三鷹のマルシェに出荷しています。野菜はすべて庭先で販売しています。この農地は現在も適正に肥培管理されており、今後も生涯にわたり農地の肥培管理を行うことの確認も取っておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。
質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 3 の現況確認について、
担当の 14 番：原嶋委員ご説明願います。

14 番：原嶋委員 9 月 10 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおり
です。申請地は二カ所あり、一カ所目の農地では、ナス、ピーマン、キクイモを栽培してお
り、秋冬野菜の準備を進めているところです。二カ所目の農地は、昨年度に農地パトロール
に伺った場所です。現在ミカン 10 本、柿 10 本程度栽培しており、昨年度よりも除草や支柱
の設置など、管理されていることが確認できました。いずれの畑も時期的に雑草は目立ちま
すが、これから作業する確認が取れています。また収穫したものは全て直販で販売していま
す。申請者より今後も肥培管理を行う旨の確認も取れていますので、証明しても問題ありま
せんが、以前より何度か苦情があった畑ではありますので、定期的に見回りを実施します。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。
質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 4 の現況確認について、
これも担当の 14 番：原嶋委員ご説明願います。

14 番：原嶋委員 9 月 11 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおり
です。現地では、ナス、ピーマン、ブロッコリー、キャベツ、大根、ニンジン、ネギ等が栽
培されており、西側にハウスが 2 棟あり、葉物野菜の準備が進んでいました。また、少量で
すが果樹、養蜂、鶏卵も行っており、収穫物はほぼ住宅横の自販機で販売しており、時には
J Aからの依頼により出荷することがあります。この農地は適正に肥培管理されており、申
請者から今後も肥培管理することの確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。
質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 5 の現況確認について、
これも担当の 14 番：原嶋委員ご説明願います。

14 番：原嶋委員 9 月 6 日に申請者の息子さん立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図
のとおりで、昨年度農地パトロールで伺った場所です。現地には、南側に栗の木が 7 本、北
側にブロッコリー、キャベツが植えられており、これから葉物野菜を栽培する予定です。収
穫したものは自家消費のほか、知り合いの飲食店と近隣の方に相対で販売しているそうです。
時期的に雑草もありますが、今後も肥培管理をする確認も取れましたので、証明しても問題
ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。
質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 6 の現況確認について、担当の 6 番：海老澤委員ご説明願います。

6 番：海老澤委員 8 月 21 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地には、北側に柿の木が 8 本、柑橘類が 4 本、サツキとドウダンツツジなどが植えてあり、南側には青々とした芝生が植えてあります。この農地はご家族で耕作されており、雑草もなく適正に肥培管理がされています。申請者から今後も終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 7 の現況確認について、これも担当の 6 番：海老澤委員ご説明願います。

6 番：海老澤委員 9 月 7 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地南側には、モミジ、ソヨゴ、ヒメシャラ、サルスベリなどの高木が植えてあり、所々直径 50 センチぐらいの植木鉢に植わった木がありました。地植えしたものを植木鉢に植えて、半年後ぐらいに出荷するそうです。その他にニホンフヨウ、ヤマモモ、柑橘などが多数植えられています。この農地はご家族で耕作されており、現在も適正に肥培管理されています。申請者からも、今後において終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れていますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に議案第 24 号の 8 の現況確認について、これも担当の 16 番：穴戸委員ご説明願います。

16 番：穴戸委員 9 月 11 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。申請地は三カ所あり、一カ所目の農地では、最南部で烏骨鶏を 50 羽ほど飼育しています。その北側に花壇用の苗、花苗を作る温室があり、パンジー、ビオラ、マリーゴールドなどを定植しています。二カ所目の農地では、南側に 3 棟ビニールハウスがあり、鶏卵を取るための鶏を 200 羽ほど飼育しています。その北側には、サルスベリやヤマモモ等の植木、さらに北側には栗や梅が整然と植えられており、果実を出荷しているそうです。三カ所目の農地は、2 年ほど前まではかなり大きな木が植木として植えられていましたが、伐採・抜根して、現在は野菜苗を生産する場所として活用しています。東側ではサツマイモ、西側ではジャガイモを栽培しています。現在 4 人ほどパートを雇い、花苗の定植や植木の整備・剪定をお願いしているため、雑草もなくきれいに肥培管理がされています。申請者より今後においても、終生当該農地の肥培管理を行う確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。
質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 24 号の 9 の現況確認については、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定により、該当委員が一時退席することになりますので、暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。議案第 24 号の 9 の現況確認について、担当の 1 番：峯岸委員ご説明願います。

1 番：峯岸委員 9 月 10 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地の北側には、ブドウ、柿、ミカン等の果樹が植えられていました。西側には東西向きのビニールハウスが 2 棟あり、苗木の育苗用として使用されています。さらに南北向きに 2 棟のビニールハウスがあり、こちらでは小松菜を栽培中でした。そのほかに、ポットと路地植えの植木、里芋、ナス、枝豆も栽培中でした。南側では、ハナミズキ、フイリカイヅカイブキ等の植木のほかに、ブロッコリー、キャベツ、白菜、大根、ニンジン、ネギ、ピーマン等を栽培中でした。販路は、植木は緑化センター、野菜は庭先販売と学校給食へ出荷しています。この農地はご家族で協力して営農しており、申請者より終生肥培管理することの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。
質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次の議案第 24 号の 10 の現況確認についても、農業委員会等に関する法律第 31 条の議事参与の制限の規定により、該当委員が一時退席することになりますので、暫時休憩いたします。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。議案第 24 号の 10 の現況確認について、担当の 18 番：島田委員ご説明願います。

18 番：島田委員 9 月 12 日に申請者のご家族立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。農地は南北の通りを挟んで二か所あり、いずれもギンナン畑です。西側の小さな面積の畑にはギンナンが 10 本、東側の大きな面積の畑にはギンナンが 70 本植えられています。収穫したギンナンの 7 割は市場出荷、残り 3 割は庭先販売、緑化センター、ふるさと納税、飲食店への直接販売をしています。この農地は申請者とご家族で耕作されており、適切に肥培管理もされております。申請者より終生当該農地の肥培管理を行うことの確認も取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。
質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。ここで暫時休憩します。

～暫時休憩～

議長 会議を再開します。次に議案第 24 号の 11 の現況確認について、これも担当の 18 番：島田委員ご説明願います。

18 番：島田委員 9 月 11 日に申請者立会いの下、現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は果樹畑で、柿、梅、キウイフルーツ、ブルーベリー、ザクロ、柑橘類など、様々な果樹が植わっています。この農地は申請者が 1 人で耕作されており、時々お手伝いをお願いすることがあるそうです。収穫物はすべて庭先で販売しています。この農地は適切に肥培管理されており、申請者より終生当該農地の肥培管理することの確認が取れておりますので、証明しても問題ありません。

議長 説明は終わりました。本件についてお諮りいたします。何かご質問、ご異議がございますか。質問、ご異議がなければ、証明に賛成の方は挙手をお願いいたします。

委員 ～委員挙手～

議長 挙手全員のため、証明することに決定いたします。次に日程 2 の協議はないため、日程 3 の専決報告に入ります。専決報告 1 は案件がないため、専決報告 2 「農地の転用届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（3 件）～

議長 報告 2 の 1 現況確認について、担当の 14 番：原嶋委員よりご報告願います。

14 番：原嶋委員 8 月 31 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現在、戸建て住宅が 2 棟建っていました。

議長 報告 2 の 2 現況確認について、担当の 8 番：小林委員よりご報告願います。

8 番：小林委員 9 月 1 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。木が 1 m 程に切り上げられて、7 本残されている状態でした。

議長 報告 2 の 3 現況確認について、これも担当の 8 番：小林委員よりご報告願います。

8 番：小林委員 9 月 1 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。報告 2 の 2 と地続きの土地で、りそな銀行の ATM と、専用の駐車場 1 台分と 5 台分の月ぎめ用駐車スペース、3 坪用プレハブが 1 棟建っていました。

議長 専決報告 2 の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。なければ、報告のとおりとします。次に専決報告 3 「農地の転用のための権利移動届出専決処分について」事務局より説明願います。

～事務局説明（2 件）～

議長 報告 3 の 1 の現況確認について、担当の 2 番：石井委員よりご報告願います。

2 番：石井委員 8 月 21 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地にはサツキ等が植わっている状態でしたが、ここ 2 週間ぐらいの間に重機等が入り、今現在は整地されている状況です。

議長 報告 3 の 2 の現況確認について、担当の 18 番：島田委員よりご報告願います。

18 番：島田委員 9 月 16 日に現地確認を行いました。場所は案内図のとおりです。現地は更地で

草が生い茂っている状態でした。

議長 専決報告 3 の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問等なければ、報告のとおりとします。次に、専決報告 4 「登記官照会について」を事務局より説明願います。

事務局 専決報告 4 「登記官照会について」説明

照会件数 1 件 2 筆 いずれも農地ではありませんでした。

議長 報告 4 の説明及び現況確認報告は終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。専決報告は以上です。次に日程 4 の部会報告に入ります。

各部長より報告

●農政部会：なし

●農地部会：令和 7 年度農地パトロール対象農地を 13 カ所に決定。

●経営部会：なし

●四季コン：第 6 回農の四季コンテストポスターの配布。

議長 各部会の報告は終わりました。この件について、何かご質問はありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程 5 の事務報告に入ります。事務報告 1 「農地に関するお願い・相談など」について事務局から説明願います。

事務局 事務報告 1 「農地に関するお願い・相談など」について説明
～事務局説明（5 件）～

議長 説明が終わりました。この件についてご質問はありますか。ご質問がなければ報告のとおりとします。次に日程 6 の事業結果に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、6 事業結果を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、報告のとおりとします。次に日程 7 の事業予定に入ります。一括して事務局より説明願います。

事務局 日程のとおり、7 事業予定を説明

議長 事業予定の報告が終わりました。何かご質問がありますか。なければ報告のとおりです。その他になにかございませんか。最後に日程 8 のその他について、事務局よりお願いします。

事務局 日程のとおり、8 その他を説明

議長 説明が終わりました。何かご質問がありますか。ご質問がなければ、以上で第 9 回の定例総会を終了いたします。